

## 利府町民バス車両広告募集要項

### (目的)

第1条 この要項は、利府町広告事業実施要綱（平成20年9月9日施行。以下「実施要綱」という。）及び利府町広告掲載等基準（平成20年9月9日施行。以下「掲載等基準」という。）に定めるもののほか、利府町民バス車両（以下「町民バス」という。）に掲載する広告の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の規格等)

第2条 広告の区分、掲載場所、規格及び枠数は次のとおりとする。なお、具体的な掲載場所及び町民バスの運行概要等は、別表のとおりとする。

| 区分   | 掲載場所  | 規格              | 枠数 | 掲載方法           |
|------|-------|-----------------|----|----------------|
| 車外広告 | 後部車窓  | 縦420mm×横1,400mm | 2枠 | ワンウェイグラフィックシート |
|      | 後 面 板 | 縦420mm×横1,400mm | 2枠 | ラッピング・フィルム     |
|      | 側面車窓  | 縦700mm×横900mm   | 4枠 | ワンウェイグラフィックシート |

2 広告掲載は、1広告申込者につき1台当たり1枠限りとする。

3 前項の規定にかかわらず、広告枠に空きがある場合は、1広告申込者につき複数の申し込みができるものとする。

### (広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、月の初日を開始日とした1月単位とし、1年を超えないものとする。ただし、車両の入替え等により継続した広告の掲載が困難な場合、広告の掲載を可とした者が事業を廃止し、又は掲載等基準に違反した場合などはこの限りでない。なお、掲載期間には、維持管理等のため運休する期間及び年末年始の運休日を含むものとする。

### (広告の最低掲載料等)

第4条 広告の最低掲載料は次のとおりとする。

| 掲載場所  | 規格              | 1台当たり<br>枠数 | 最大<br>枠数 | 最低掲載料<br>(1枠/1月) |
|-------|-----------------|-------------|----------|------------------|
| 後部車窓  | 縦420mm×横1,400mm | 1枠          | 2枠       | 7,000円           |
| 後 面 板 | 縦420mm×横1,400mm | 1枠          | 2枠       | 7,000円           |
| 側面車窓  | 縦700mm×横900mm   | 2枠          | 4枠       | 5,000円           |

2 広告掲載料は、掲載開始日の属する月から掲載終了日の属する月までの月数に、1月当たりの広告料を乗じて算出するものとする。

3 広告掲載料は、町長が指定する期日までに、原則として一括納付するものとする。ただし、掲載期間が複数年度に渡る場合は、年度ごとに広告掲載料を納付するものとする。

### (広告の募集)

第5条 広告の募集（以下「募集」という。）は、広報りふ及び町のホームページ

により、その都度期間を定めて行うものとする。なお、募集期間内に募集枠を満たさないときは、随時受け付けるものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、利府町民バス車両広告掲載申込書（様式第1号）に掲載する広告案を添え、持参又は郵送により町に申し込むものとする。なお、持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの間に持参すること。

2 利府町入札参加資格を有していない申込者は、直近の納税証明書を添付すること。

(広告掲載の決定)

第7条 募集した数を超えて申し込みがあった場合は、次の各号の順位により決定するものとする。この場合、同順位の者の中では、広告掲載料の額が最も高い者を優先するものとする。

(1) 町内産業の育成、県産品の販売促進、観光振興その他の県内地域経済の活性化に資すると認められるものであって、町内に主たる事業所等を有する者を第1順位とする。

(2) 町内に主たる事業所等を有する者を第2順位とする。

(3) 前2号に掲げる以外の者を第3順位とする。

2 町は、広告掲載の可否を決定したときは、様式第2号又は様式第3号により、その旨を申込者に通知するものとする。

(契約書の締結)

第8条 町は、広告の掲載を可とした申込者（以下「広告主」という。）と、利府町民バス車両広告掲載に関する契約書を取り交わすものとする。

(広告の作成等)

第9条 広告主は、広告を作成するに当たっては、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、又は町及び広告媒体の信頼性等を損なうことのないよう、町と協議するものとする。この場合において、当該協議が成立しないときは、町の解釈によるものとする。

2 町は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したとき、又は実施要綱、掲載等基準及びその他の規定に抵触していると判断したときは、広告主に対して、その修正を求めることができるものとする。

3 広告物の素材は、ラッピング・フィルムやカッティング・シート等剥離が可能な素材の特殊フィルムの貼付けによるものとし、車体への直接塗装は行わないものとする。

4 広告物は、広告の掲載期間内において、車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材質としなければならない。

5 広告主は広告の掲載及び撤去の作業に当たっては、町民バスの運行に支障が生じないよう事前に町と日程等の調整を行い、町の指示に従って施行するものとする。

(広告内容等の変更)

第10条 広告主は、広告の内容を変更するときは、利府町民バス車両広告掲載内容変更届（様式第4号）（以下「変更届」という。）を、掲載を希望する2か月前までに町へ提出するものとする。

2 町は、変更届を受理したときは、掲載等基準により変更内容を審査し、様式第5号により、その旨を申込者に通知するものとする。

（費用の負担）

第11条 広告物の制作、掲載及び撤去にかかる費用は、広告主が負担するものとする。

2 広告物の掲載又は撤去により、町民バスの車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

3 掲載された広告物が消失又は破損したことにおいて、その修復に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、その消失又は破損が町の責めに帰する事由による場合は、町の負担とする。

4 経年に起因する広告物の色褪せなどの劣化については、町が負担する修復の対象としない。

（広告主の責務）

第12条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（その他）

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成31年1月8日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年2月18日から施行し、同日以降の募集に係る広告から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要項による改正前の利府町民バス車両広告募集要項の規定による諸様式で取扱い上著しく支障がないものについては、当分の間、この要項による改正後の利

府町民バス車両広告募集要項の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

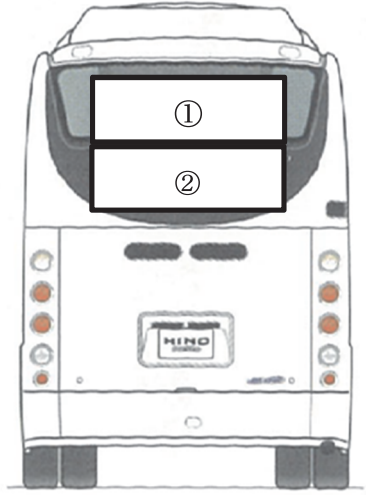
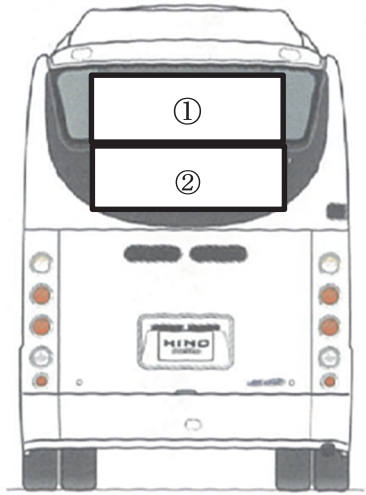
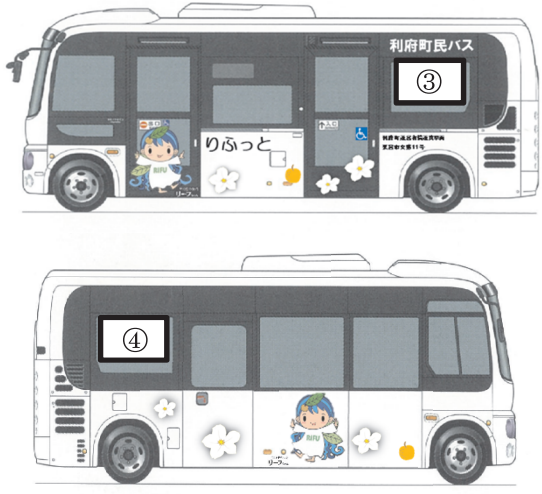
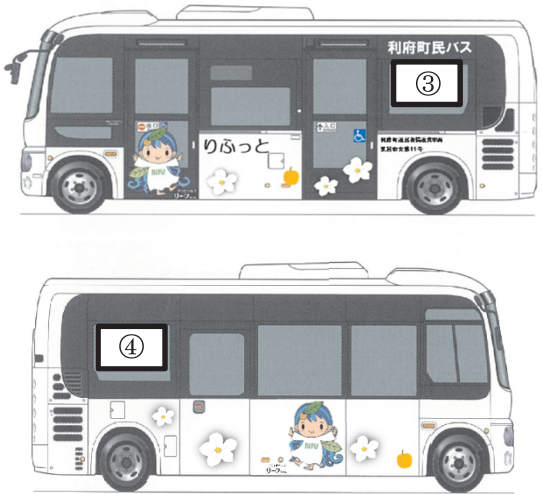
- 1 この要項は、令和 6 年 2 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項による改正前の利府町民バス車両広告募集要項の規定による諸様式で取扱い上著しく支障がないものについては、当分の間、この要項による改正後の利府町民バス車両広告募集要項の規定によるものとみなす。

別表（第2条関係）

（1）掲載場所

|   |                   |   |                |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|  |                   |  |                |
| 車両 1 号                                                                             |                   | 車両 2 号                                                                              |                |
| 掲載場所                                                                               | 規格                | 枠数                                                                                  | 広告掲載料（1 枠/1 月） |
| ①                                                                                  | 縦 420mm×横 1,400mm | 1 枠×2 台                                                                             | 7,000 円        |
| ②                                                                                  | 縦 420mm×横 1,400mm | 1 枠×2 台                                                                             | 7,000 円        |
| ③                                                                                  | 縦 700mm×横 900mm   | 1 枠×2 台                                                                             | 5,000 円        |
| ④                                                                                  | 縦 700mm×横 900mm   | 1 枠×2 台                                                                             | 5,000 円        |

## (2) 運行概要

|       | 東部路線                                 | 西部路線                            | 葉山路線                            |
|-------|--------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 運行日数  | 約 323 日／年<br>※点検・車検整備及び<br>運休日を除く    | 約 323／年<br>※点検・車検整備及び<br>運休日を除く | 約 257／年<br>※点検・車検整備及び<br>運休日を除く |
| 運行便数  | 【平 日】 13 便<br>【日・祝日】 8 便             | 【平 日】 16 便<br>【日・祝日】 10 便       | 【平 日】 1 便<br>【日・祝日】 0 便         |
| 走行距離  | 約 78,000 km／年                        | 約 72,000 km／年                   | 約 4,000 km／年                    |
| 利用者数  | 約 27,000 人／年                         | 約 60,000 人／年                    | 約 1,800 人／年                     |
| 使用車両  | 車両 1 号及び車両 2 号<br>※車両は路線を固定せず運行している。 |                                 |                                 |
| 運 休 日 | 12 月 31 日から翌年 1 月 2 日まで (3 日間)       |                                 |                                 |

## (3) 運行経路



様式第1号（第6条関係）

利府町民バス車両広告掲載申込書

年 月 日

利府町長 宛

申込者

|                    |  |
|--------------------|--|
| 所在地<br>(個人にあつては住所) |  |
| 名 称<br>(個人にあつては氏名) |  |
| 代 表 者 の 氏 名        |  |
| 電 話 番 号            |  |
| F A X 番 号          |  |
| E メールアドレス          |  |
| 担 当 者 の 氏 名        |  |

利府町広告事業実施要綱及び利府町民バス車両広告募集要項に定める事項を承諾の上、次のとおり申し込みます。

なお、資格審査に当たり、町税の納税状況を確認することを承諾します。

1 掲載車両、掲載場所及び掲載期間

| No. | 掲載車両 | 掲載場所 | 掲載期間 |   |    |   |   |   |
|-----|------|------|------|---|----|---|---|---|
| 1   |      |      | 年    | 月 | 日～ | 年 | 月 | 日 |
| 2   |      |      | 年    | 月 | 日～ | 年 | 月 | 日 |
| 3   |      |      | 年    | 月 | 日～ | 年 | 月 | 日 |

2 広告掲載申込価格 \_\_\_\_\_円

3 掲載する広告案については、別紙のとおり。

(添付書類) 利府町入札参加資格を有していない申込者は、直近の納税証明書を添付すること。

様式第2号（第7条関係）

利府町民バス車両広告掲載決定通知書

年 月 日

宛

利府町長

年 月 日付けで申し込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 1 広告を掲載する媒体   | 利府町民バス車両 台 枠<br>( ) |
| 2 広告掲載の期間     | 年 月から 年 月まで         |
| 3 広告掲載料金      | 金 _____ 円           |
| 4 広告掲載料金の納付期限 | 年 月 日               |

様式第3号（第7条関係）

利府町民バス車両広告不掲載決定通知書

年 月 日

宛

利府町長

年 月 日付けで申し込みのありました広告の掲載について、下記の理由により掲載しないことに決定しましたので、通知します。

記

掲載しない理由

|  |
|--|
|  |
|--|

様式第4号（第10条関係）

利府町民バス車両広告掲載内容変更届

年 月 日

利府町長 宛

申込者

|                    |  |
|--------------------|--|
| 所在地<br>(個人にあつては住所) |  |
| 名 称<br>(個人にあつては氏名) |  |
| 代 表 者 の 氏 名        |  |
| 電 話 番 号            |  |
| F A X 番 号          |  |
| E メールアドレス          |  |
| 担 当 者 の 氏 名        |  |

年 月 日付けで決定した広告の内容を変更したいので、利府町民バス車両広告募集要項第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変 更 の 内 容

2 変 更 年 月 年 月 日から

3 掲載する広告案 別紙のとおり

利府町民バス車両広告掲載内容変更承認通知書

年 月 日

宛

利府町長

年 月 日付けで届け出がありました広告掲載内容の変更について、下記のとおり承認しましたので、通知します。

記

- 1 変 更 年 月            年    月    日から
- 2 変 更 条 件            広告物の変更にかかる費用は広告主が負担するものとし、  
変更作業については運行に支障がない範囲で調整すること。